

については、平成21年12月17日までに、上記元本と利息の合計金196,900円を同封の納付書によりお支払い戴きますよう請求致します。

なお、延滞金については元本完済後に請求させて戴きます。

※ 利息は残元本に対して貸付日の翌日から最終納期限まで年1.5%の割合で賦課するものです。

※ 延滞金は残元本に対して最終納期限の翌日から完済まで年7.3%の割合で賦課するものです。平成21年12月1日現在で既に延滞金が金92,500円となっています。

※ 納付書の金額欄は記入済です。最寄りの金融機関にて、お振込の方法によりお支払い下さい。

## 2. 納付相談

何らかの事情により前記期限である平成21年12月17日までに上記金員全額のお支払ができない場合には、「納付相談会」にお越し願います。当職（ないしは江戸川区から委任された別の弁護士）が、個別に面談をさせて戴き、貴殿らの経済状況等をうかがったうえ、無理のない返済計画等を策定すべく協議させて戴く用意がございます。「納付相談会」の詳細については別紙「納付相談会のご案内」をご覧ください。

## 3. 訴訟提起の予告

万一、前記期限である平成21年12月17日までに、上記金員全額のお支払い戴けず、かつ、納付相談の申し入れもない場合には、自発的なお支払いの意思がないものとみなし、裁判所に貴殿らを被告とする貸金返還請求訴訟を提起することとなりますので、あらかじめご承知おき下さい。

既にご入金済みで、本書面が行き違いとなりました場合は、ご容赦下さいますようお願い申し上げます。

以上

### <同封書類>

- ・納付相談会のご案内
- ・面談カード（生活一時資金貸付金）
- ・面談カードについて
- ・納付書

## 納付相談会のご案内

下記の要領にて、納付相談会（個別面談）を実施します。

### [注意事項]

※予約なしでお越し頂いても面談を受けることはできませんので、ご注意ください。  
 ※ご予約のお電話の際には、返済に関する具体的なご相談やご要望には、一切お答えできません。具体的なご相談やご要望は、予約された面談日時に弁護士がお伺いします。  
 ※面談内容によっては、開始時間が遅れる場合があります。予めご了承願います。

### ○面談日時および会場

日	時間	会場
平成22年1月25日(月)	① 午前10時00分～午前10時30分	グリーンパレス (高砂羽衣)
平成22年1月26日(火) ※都合により⑩午後3時45分までの面談時間となります。	② 午前10時30分～午前11時00分	
	③ 午前11時00分～午前11時30分	
平成22年1月27日(水)	④ 午前11時30分～午前12時00分	
	⑤ 午後1時00分～午後1時30分	
平成22年1月28日(木)	⑥ 午後1時30分～午後2時00分	
	⑦ 午後2時00分～午後2時30分	
平成22年1月29日(金)	⑧ 午後2時45分～午後3時15分	
	⑨ 午後3時15分～午後3時45分	
	⑩ 午後3時45分～午後4時15分	

### ○面談場所

グリーンパレス（東京都江戸川区松島1丁目38番1号）

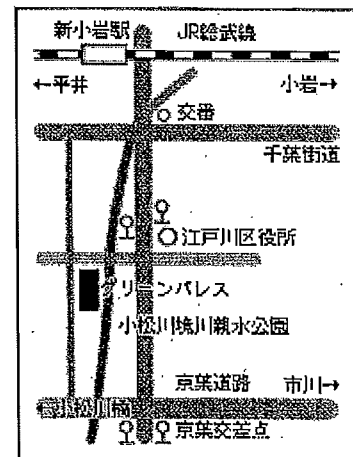
### ○面談時間

前記の面談日時のいずれかで、お一人あたり約30分間となります。

面談開始時刻の5分前までには、面談場所までお越し下さい。

### ○持参して戴くもの

- ・印鑑（認印可、シャチハタ不可。）
- ・身分を証明するもの（運転免許証、パスポートなど）
- ・面談カード（同封） 事前に必要事項をご記入の上、面談当日にご持参ください。



納付相談を希望される方は、平成21年12月17日(木)までに、下記の連絡先に電話をして、面談時間を予約した上で、予約日に面談場所にお越し下さい。(予約については先着順となりますので、ご希望に添えない場合もございます。)

なお、納付相談を希望される方で、どうしても上記面談日時にご都合がつかない場合は、下記にご相談ください。

連絡先： マイスタット法律事務所

住所： 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-1-13  
 中村ビル5階

電話： (03) 3518-8456

(土日祝日を除く、午前10時00分～午後6時00分の間にお電話下さい。)

以上

## 面談カード

受付No. \_\_\_\_\_

(相談者記入欄)

面談	平成 年 月 日	生年月日	大正・昭和 年 月 日					
ふりがな								
相談者 (借入のある方)	男・女 職業 ( 才) 勤務先名							
現住所	〒□□□-□□□□	TEL						
		携帯電話						
勤務先	〒□□□-□□□□	TEL						
収入	月額(手取り) 円							
生活保護	<input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている(生活扶助、教育扶助、医療扶助、住宅扶助)							
資産	土地の有・無    建物の有・無    家賃を除く毎月の生活費		円					
	家賃	円    預金	円    毎月の返済額					
	クレジットで購入した物品を所持していますか		有・無					
	自動車を所有していますか		有・無					
生命保険に加入していますか		有・無						
家族構成	氏名	続柄	年齢	同居の有無	職業	収入		
						月収	賞与	年収合計
					同居・別居			
					同居・別居			
					同居・別居			
					同居・別居			
<b>債務の概要(合計金額 約 万円)    &lt;下記に内訳をご記入ください&gt;</b>								
消費者金融からの借金		件	約	円				
クレジット・銀行ローンからの借金		件	約	円				
商工ローンなど事業上の借金		件	約	円				
短期・高利業者からの借金		件	約	円				
勤務先・知人等の借金		件	約	円				
現在一番困っていること・特に希望することを記入下さい								
過去の債務整理について <input type="checkbox"/> 弁護士・司法書士に依頼したことがある(相談場所 )								
該当をチェック下さい <input type="checkbox"/> 破産をしたことがある <input type="checkbox"/> 現在任意整理中								

## 面談カードについて

### 1. 面談カードを提出して戴く理由

病気、失業、多重債務等、滞納を生じた原因には様々な要因があると思われます。納付相談会では、そうした事情をお伺いし、問題解決のために共に協議させて戴きたいと考えています。

江戸川区は、債務者の生活状況や資産・負債の状況等に応じて、滞納金について、分納、減免等の措置を講ずることにより問題を解決する用意があります。しかし、そうした措置を講ずるには地方自治法、同施行令に定める所定の要件を充たしていることが必要です。

面談カードは、債務者の方から短時間に要領よく事情をお聞きするため、また、上記法令適用の適格性を確認するために用いるものです。ご面倒でも、できるだけ全ての項目についてもれなくご記入戴きますようお願い致します。

なお、「面談カード」は、債権の管理に必要な限度でのみ利用し、秘密は厳守することをお約束致します。

### 2. 要望事項

正確な金額が分からない項目については、なるべくご調査戴き、それでもご不明でしたら大体の数字でも結構です。また、面談カードの記載事項のうち、次の各事項について資料をご用意できれば当日お持ち戴きますようお願い致します（面談カードの記載が客観的な資料によって裏付けされていることを確認するためです。）。

#### 【収入】

- 直近2か月分の給与明細書または昨年の源泉徴収票

#### 【生活保護】

- 生活保護受給証明書

#### 【資産】

- 土地または建物があるとき ……登記事項証明書（登記簿謄本）
- 自動車があるとき ……車検証の写し
- 生命保険に加入しているとき ……保険証券の写し

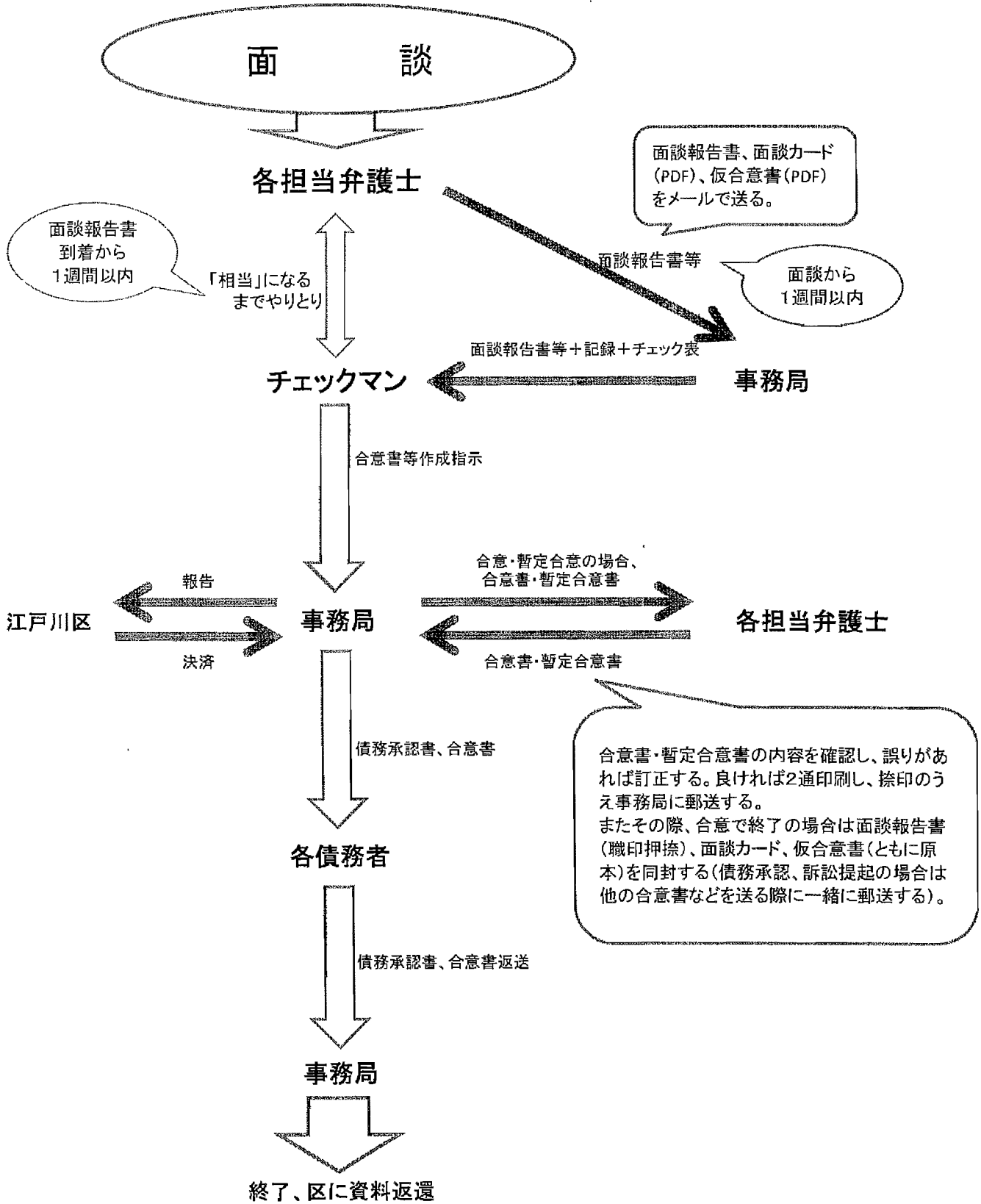
#### 【債務の概要】

多数の債務を抱えておられる場合には、債務一覧表を作成のうえ、ご持参戴きますようお願い致します。様式は自由ですが、業者名、借入時期、現在の残高、保証人の有無等を明示して戴きますようお願い致します。

債務一覧表をご用意戴ければ、債務整理法律相談の必要性の有無や、解決の方向性、東京の弁護士会が実施・運営している債務整理の専門相談（無料相談）をご案内することができます。

ご不明の点があれば、当日の面談の際に担当弁護士にお問い合わせ下さい。以上、宜しくお願い致します。

面談後の流れ



平成23年10月26日

## 面談結果報告書

〒104-0061

東京都中央区銀座4-10-3

セントラルビル8階

ライツ法律特許事務所

TEL: 03-3547-3761 FAX: 03-3547-3760

弁護士 西尾政行

管理番号 25●●番

面談者 江戸川 三郎（保証人・63才）免許証で本人確認

現住所：〒132-●●●●

東京都江戸川区●●

TEL： 携帯：

面談日時 平成23年10月25日午後1時30分～2時00分

面談場所 グリーンパレス2階

## 第1 面談内容

当職が上記面談者と面談し、同人から聴取した話の内容は下記のとおりである。

—記—

## 1 保証の経緯

借受人の●●●●とは会ったことがなく、私は連帯保証人になった記憶はありません。思い当たることは、保険外交員であった●●の同僚の人間から、「保険の解約のため印鑑証明が2通必要である」と言われて、渡したことがあります。それが流用されてしまったのではないかと思います。

納得はいかないが、借受人の●●さんはすでに亡くなっているとのことですし、私もよく用途を確認せずに印鑑証明を渡してしまっ

たこともあるので、支払はします。

## 2 その後の経過

平成 22 年 1 月に計 5 万円、平成 22 年 7 月に 2 万円の返済がありますが、これは私が支払ったものです。江戸川区の担当者との話で、1 万円ずつの分割払いの納付書を送られて、「遅れてもいいから」と言われていたので、継続して支払う必要があると思っていませんでした。

なお、つい最近（10 月 14 日）に 10,100 円を返済しています（領収印のある納入通知書兼領収証書を確認）。

## 3 現在の生活状況

現在の住所地に妻と 2 人で暮らしています。

仕事は、派遣会社に登録しており、●●区の清掃事務所の資源ゴミの収集の仕事をしています。給料は 10 日ごとに支払われる仕組みで、手取額は 8 月は約 1 8 万、9 月は約 1 7 万円でした（賃金支払明細書を確認）。そのほかに、日曜日にアルバイトを少ししています。1 日 7200 円で、先月は 3 日行ったので、1 ヶ月 2 万円くらいの小遣い稼ぎにはなります。

支出については、家賃が 6 万円、家賃以外の生活費は、光熱費 1 万 5000 円、携帯代は 2 人で 1 万円、食費 4～5 万円です。その他、借金返済が月に約 9 万円あります。内訳は、みずほ銀行のクレジットカードのキャッシングローン（残 6 万・月 1 万返済）、新生フィナンシャル銀行（残 112 万、月 4 万円返済）、アコム（残 28 万、月 6000 円返済）、アイフル（残 29 万、月 2 万円返済）です。

債務整理をしたことはないし、今後も依頼するつもりはない。意地でも自力で返済したいと考えています。

## 4 面談者の意向

一括払いはできないので、月々 1 万 5000 円ずつの分割払いをお願いします。妻もパートをしており月 13 万円程度の収入があるので、1 万 5000 円であれば確実に毎月支払えると思います。

## 第2 当職の意見：分割合意

面談者の生活状況及び収支状況に鑑みて、月1万5000円ずつの分割払いに応じるべきである。

なお、平成23年10月14日に利子分10,100円を返済している（領収印のある納入通知書兼領収証書を確認した）。

以上



作成日 平成

管理番号 ●●●●

## チェック担当者の意見書

- 1 チェック担当者の氏名
- 2 面談担当者の氏名
- 3 借受人
- 現況  連絡の有無   
担当
- 4 連帯保証人  連絡の有無   
担当
- 現況  借受人との関係
- 5 面談者  債務者との関係
- 6 面談担当者の意見
- 7 チェック担当者の判定
- チェック担当者の意見

## (チェック担当者のコメント)

面談担当者は、面談者が生活保護に準ずる状態であるとして、債権放棄が妥当との意見である。しかしながら、借受人には一応の就労能力は認められること、また借受人の供述を裏付ける客観的な資料がない中で、債権放棄とすることには躊躇を覚える。また、借受人に対して債権放棄すれば、連帯保証人に対しても請求できなくなる。連帯保証人は訴訟対象とすべきであるが、そうであれば借受人もあわせて訴訟対象とすべきである。

- 8 受任事務の処理方針
- 借受人  方向性
- 連帯保証人  方向性
- 9 江戸川区への報告の要否
- 10 納付書の要否
- 11 事務局に対する指示
- 12 ファイルの返還

平成24年6月19日現在

## 平成19年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	100 件	22,975,900 円
------	-------	--------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		35	7,386,006	32%
②分納合意	分納合意	20	3,871,294	17%
	債務承認	1	245,000	1%
	小計	21	4,116,294	18%
③債権放棄・その他	生活保護	1	152,000	1%
	破産	2	347,000	2%
	死亡	0	0	0%
	行方不明・その他	17	4,153,000	18%
	小計	20	4,652,000	20%
④訴訟案件	完納（取下等）	1	1,834,590	8%
	判決	8	2,838,010	12%
	和解	10	1,257,000	5%
	取下げ	5	892,000	4%
	小計	24	6,821,600	30%
⑤交渉中		0 件	0	0%
合計		100	22,975,900	100%

## 平成20年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	200 件	83,435,600 円
------	-------	--------------

	件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付	<b>29</b>	<b>15,085,500</b>	<b>18%</b>
②分納合意	分納合意	11,264,100	14%
	債務承認	750,000	1%
	<b>小 計</b>	<b>12,014,100</b>	<b>14%</b>
③債権放棄・その他	生活保護	990,000	1%
	破産	300,000	0%
	死亡	500,000	1%
	行方不明・その他	3,734,000	4%
	<b>小 計</b>	<b>5,524,000</b>	<b>7%</b>
④訴訟案件	完納（取下等）	8,100,400	10%
	判決	25,453,000	31%
	和解	10,512,600	13%
	取下げ	6,746,000	8%
	<b>小 計</b>	<b>50,812,000</b>	<b>61%</b>
⑤交渉中	<b>0 件</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>
<b>合 計</b>	<b>200</b>	<b>83,435,600</b>	<b>100%</b>

## 平成21年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	1,000 件	230,617,567 円
------	---------	---------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		<b>220</b>	<b>57,415,811</b>	<b>25%</b>
②分納合意	分納合意	196	30,418,200	13%
	債務承認	0	0	0%
	<b>小 計</b>	<b>196</b>	<b>30,418,200</b>	<b>13%</b>
③債権放棄・その他	生活保護	18	3,793,700	2%
	破産	6	1,594,656	1%
	死亡	5	1,190,000	1%
	行方不明・その他	8	2,065,000	1%
	<b>小 計</b>	<b>37</b>	<b>8,643,356</b>	<b>4%</b>
④訴訟案件	完納（取下等）	22	35,816,198	16%
	判決	296	68,189,755	30%
	和解	194	22,108,170	10%
	取下げ	24	5,272,077	2%
	<b>小 計</b>	<b>536</b>	<b>131,386,200</b>	<b>57%</b>
⑤交渉中		<b>11</b>	<b>2,754,000</b>	<b>1%</b>
<b>合 計</b>		<b>1,000</b>	<b>230,617,567</b>	<b>100%</b>

## 平成22年度 生活一時資金 経過報告

受託件数	1,000 件	235,669,330 円
------	---------	---------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		192	49,478,030	21%
②分納合意	分納合意	206	34,216,200	15%
	債務承認	0	0	0%
	<b>小 計</b>	<b>206</b>	<b>34,216,200</b>	<b>15%</b>
③債権放棄・その他	生活保護	16	3,265,100	1%
	破産	6	1,891,500	1%
	死亡	7	1,518,500	1%
	行方不明・その他	21	4,261,100	2%
	<b>小 計</b>	<b>50</b>	<b>10,936,200</b>	<b>5%</b>
④訴訟案件	完納（取下等）	29	31,613,446	13%
	判決	234	55,686,354	24%
	和解	219	36,001,200	15%
	取下げ	45	12,159,000	5%
	<b>小 計</b>	<b>527</b>	<b>135,460,000</b>	<b>57%</b>
⑤交渉中		25	5,578,900	2%
<b>合 計</b>		<b>1,000</b>	<b>235,669,330</b>	<b>100%</b>

## 平成23年度 生活一時資金 経過報告

受託件数	705 件	147,908,107 円
------	-------	---------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		119	20,824,862	14%
②分納合意	分納合意	141	21,718,750	15%
	債務承認	1	500,000	0%
	<b>小 計</b>	<b>142</b>	<b>22,218,750</b>	<b>15%</b>
③債権放棄・その他	生活保護	9	1,447,000	1%
	破産	3	558,000	0%
	死亡	0	0	0%
	行方不明・その他	9	2,251,600	2%
	<b>小 計</b>	<b>21</b>	<b>4,256,600</b>	<b>3%</b>
④訴訟案件	完納（取下等）	19	9,517,660	6%
	判決	116	28,651,190	19%
	和解	167	34,575,140	23%
	取下げ	14	3,604,100	2%
	<b>小 計</b>	<b>316</b>	<b>76,348,090</b>	<b>52%</b>
⑤交渉中		107	24,259,805	16%
<b>合 計</b>		<b>705</b>	<b>147,908,107</b>	<b>100%</b>

## 累計 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	3,005 件	720,606,504 円
------	---------	---------------

	件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付	<b>595</b>	<b>150,190,209</b>	<b>21%</b>
②分納合意	分納合意	101,488,544	14%
	債務承認	1,495,000	0%
	<b>小 計</b>	<b>102,983,544</b>	<b>14%</b>
③債権放棄・その他	生活保護	9,647,800	1%
	破産	4,691,156	1%
	死亡	3,208,500	0%
	行方不明・その他	16,464,700	2%
	<b>小 計</b>	<b>34,012,156</b>	<b>5%</b>
④訴訟案件	完納（取下げ）	86,882,294	12%
	判決	180,818,309	25%
	和解	104,454,110	14%
	取下げ	28,673,177	4%
	<b>小 計</b>	<b>400,827,890</b>	<b>56%</b>
⑤交渉中	143	32,592,705	5%
<b>合 計</b>	<b>3,005</b>	<b>720,606,504</b>	<b>100%</b>

## 累計 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	2,705 件	614,195,004 円
------	---------	---------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		531	127,718,703	20.8%
②分納合意	分納合意	543	86,353,150	14.1%
	債務承認	1	500,000	0.1%
	<b>小 計</b>	<b>544</b>	<b>86,853,150</b>	<b>14.1%</b>
③債権放棄・その他	生活保護	43	8,505,800	1.4%
	破産	15	4,044,156	0.7%
	死亡	12	2,708,500	0.4%
	行方不明・その他	38	8,577,700	1.4%
	<b>小 計</b>	<b>108</b>	<b>23,836,156</b>	<b>3.9%</b>
④訴訟案件	完納（取下等）	70	76,947,304	12.5%
	判決	646	152,527,299	24.8%
	和解	580	92,684,510	15.1%
	取下げ	83	21,035,177	3.4%
	<b>小 計</b>	<b>1379</b>	<b>343,194,290</b>	<b>55.9%</b>
⑤交渉中		143	32,592,705	5.3%
<b>合 計</b>		<b>2,705</b>	<b>614,195,004</b>	<b>100.0%</b>



## 浦安市奨学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、経済的理由により修学が困難な者に対し、修学上必要な学資を貸し付けることにより、その者の修学を容易にし、もって有為な人材を育成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)に規定する高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び専修学校をいう。
- (2) 奨学資金 この条例に基づき本市が貸し付ける学資をいう。
- (3) 修学金 学校等に在学する者が、修学に必要とする資金をいう。
- (4) 入学準備金 学校等に入学の決定した者が、入学に必要とする資金をいう。
- (5) 奨学生、奨学資金の貸付けを受ける者をいう。

(奨学資金の種類)

第2条の2 奨学資金の種類は、修学金及び入学準備金とする。

(奨学生の資格)

第3条 奨学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 本市に住所を有すること(修学地が遠隔地にあるため、又は特に修学の必要上やむを得ないために市外に居住する者にあつては、その者の父母又はこれらに準ずる者が本市に住所を有すること。)
- (2) 学校等に入学が決定し、又は在学している者(中等教育学校にあつては後期課程に、特別支援学校にあつては高等部に在籍することとなる者及び在籍している者に限り、専修学校にあつては一般課程に在籍することとなる者及び在籍している者を除く。)であること。
- (3) 経済的理由により修学が困難なこと。
- (4) 他から奨学資金の支給又は貸付けを受けていないこと。

(奨学資金の貸付審査委員会)

第4条 奨学資金の貸付けを審査し、その運用を公平にするため、浦安市奨学資金貸付審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、副市長、教育長及び市長の任命する3人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(奨学資金の額及び利息)

第5条 奨学資金の額は、次のとおりとする。

区分 \ 種類及び額	修学金(月額)	入学準備金
国立又は公立の高等学校	12,000円以内	100,000円以内
私立の高等学校	15,000円以内	200,000円以内

(以下、省略)

- 2 奨学資金には、利息を付さない。

(貸付期間等)

第6条 修学金の貸付期間は、次条第2項の規定による貸付けの決定通知において定められた月から当該決定通知を受けた者が在学している学校等の正規の修学期間が終了する月までとする。

2 入学準備金の貸付時期は、入学手続を行うときとする。

(貸付けの申請及び決定)

第7条 奨学資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に、申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定を行うに当たっては、委員会の意見を聴かなければならない。

(貸付けの取消し)

第8条 市長は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、修学金の貸付けを取り消すことができる。この場合において、市長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学金の貸付けを行わないものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 修学金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(3) 第3条に規定する奨学生の資格を欠くに至ったとき。

(貸付けの停止)

第9条 市長は、奨学生が休学し、又は引き続き1か月以上欠席したときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月の分から当該事由のやんだ日の属する月の分まで修学金の貸付けを行わないものとする。

2 市長は、奨学生が正当な理由がなく、この条例に基づく規則の定めるところにより提出すべきものとされた届け、報告等を提出しないときは、修学金の貸付けを一時停止することができる。

(返還)

第10条 奨学生であつた者(以下「借受人」という。)は、学校等の正規の修学期間を終了した月又は貸付けの取消しを受けた日の属する月の6月後から10年以内に、借り受けた奨学資金を月賦、半年賦又は年賦の均等払方式により、返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(返還の免除)

第11条 市長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、前条の規定にかかわらず、当該借受人の申請により、貸し付けた奨学資金のうち履行期が到来しない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 負傷又は疾病により将来にわたり労務に携わることが不可能となつたとき。

(3) 災害、病気その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の猶予)

第12条 市長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、当該借受人の申請により、当該各号に掲げる事由が継続する期間、奨学資金の返還を猶予することができる。

(1) 学校等及び法に規定する各種学校に在学するとき。

(2) 災害、病気その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の免除又は猶予の決定)

第 13 条 市長は、第 11 条の規定による返還の免除又は前条の規定による返還の猶予の申請があつたときは、その可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(延滞利息)

第 14 条 借受人は、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき奨学資金の額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した額に相当する延滞利息を支払わなければならない。

2 市長は、借受人が奨学資金を返還すべき日までに返還しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞利息を減免することができる。

(規則への委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、奨学資金の貸付けに関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。